

長野地方裁判所支部における労働審判の開設を求める意見書

平成18年4月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加しており、労働問題解決の必要性が高まっています。

しかしながら、長野県内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は長野地方裁判所本庁のみです。そのため、中南信地域の住民が労働審判事件の申し立てを行うためには、本庁のある長野市まで出向かなければならず、広大な面積を有する本県においては、時間的、経済的な負担を強いられることから、申し立てをあきらめざるを得ない事態が生ずることも懸念されます。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で差があってはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要です。

以上のことから、国におかれましては、地域における司法の充実を図るため、下記事項について実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 長野地方裁判所各支部において、労働審判事件の取り扱いを開始すること。とりわけ、長野地方裁判所松本支部においては、早急に労働審判事件の取り扱いを開始すること。
- 2 必要な裁判官及び裁判所職員の増員及び施設整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年3月15日

伊 那 市 議 会